

届出書を持参した年月日
(異動日以降の届出となる)

記載例

届出事項等の異動届

提出日 令和●●年10月1日

総務大臣
宮城県選挙管理委員会 殿

異動後の情報で記入すること。

政治団体の名称	宮城太郎後援会
事務所の所在地	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎2階
代表者の氏名	宮城 太郎 宮城

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の
規定により、下記のとおり届け出ます。

代表者の押印、又は代表者本人の署名が
なくても提出可能ですが、その場合は併せ
て委任状等をお持ちください。
また、窓口で身分証の確認等させていただ
きますのでご了承願います。

異動年月日はいずれも
届出日より前となる。

異動事項	内		年月日
政治団体の名称	新	ふりがな 名称	
	旧	名称	
主たる事務所の所在地	新	郵便番号 987-0511 電話番号 0220-22-6113 住所 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎2階	令和●●年
	旧	住所 仙台市青葉区本町3-8-1 行政庁舎3階	9月28日
主たる活動区域	<input type="checkbox"/> 宮城県から全国(2都道府県以上) <input type="checkbox"/> 全国(2都道府県以上)から宮城県 <input type="checkbox"/> その他 ()		令和 年 月 日
	新	ふりがな 氏名 電話番号 生年月日 年 月 日 郵便番号 住所	令和 年 月 日
代表者	旧	氏名 住所	
	新	ふりがな 氏名 電話番号 生年月日 年 月 日 郵便番号 住所	令和●●年 9月25日
会計責任者	旧	氏名 住所	
	新	ふりがな 氏名 電話番号 生年月日 年 月 日 郵便番号 住所	令和●●年 9月25日
会計責任者の職務代行者	旧	氏名 住所	
	新	ふりがな 氏名 電話番号 生年月日 年 月 日 郵便番号 住所	令和 年 月 日
国会議員関係政治団体	新	<input type="checkbox"/> 1号団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 2号団体 候補者氏名(ふりがな) () 候補者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 年 月 日
	旧	<input type="checkbox"/> 1号団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 2号団体 候補者氏名(ふりがな) () 候補者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等) <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体	
その他	■ 規約の異動(別添のとおり) <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の適用 (無・有) から (無・有) <input type="checkbox"/> その他 ()		異動年月日 令和●●年 9月28日

旧の欄の記載事項は、以前の届出内容と一致すること。

※作成する際は、備考や記載例を参照してください。

異動があった日から7日以内に、
郵送によることなく文書で届け
出ること。

異動があった事項のみ、新
旧を記入する。(異動のない
事項の欄は記入しない)

主たる事務所の所在地が異動する場合、
規約の異動も必要か確認すること。
また、規約の異動日と主たる事務所の
移動日の整合性に留意すること。

《備考》

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。